薩摩川内市森林炭素マイレージ事業補助金交付要

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市森林炭素マイレージ事業補助金交付要綱(令和 3年薩摩川内市告示第231号。以下「要綱」という。)第14条の規定に基 づき必要な事項を定めるものとする。

(様式)

- 第2条 要綱第14条の規定に基づく様式は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 要綱第6条の補助金に係る交付申請の様式は、別紙様式第1号のとおりと する。
 - (2) 要綱第6条第1項第1号の事業実績書の様式は、別紙様式第2号のとおりとする。
 - (3) 要綱第6条第1項第2号の事業収支精算書の様式は、別紙様式第3号のと おりとする。
 - (4) 要綱第7条の交付決定及び交付確定通知書の様式は、別紙様式第4号のと おりとする。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。